

第 2 2 期 第 1 9 回 日 高 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和 6 年 6 月 2 0 日 (木) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 6 時 3 0 分
- 2 開催場所 日高振興局 2 0 1 会議室
- 3 出席委員 大 澤 晃 弘 神 田 勉 逢 山 義 幸
佐 藤 勝 中 村 敬 梶 川 徹
安 田 司 坂 本 好 則 小 松 伸 美
白 石 智 泰 浦 川 聡 深 根 英 範
山 中 孝 俊 住 野 谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄 也
漁業管理係長 下 田 貴 弘
技 師 松 田 光 生
(日高海区漁業調整委員会) 事務局 長 佐々木 真 琴
主 事 大 谷 美 夢
- 6 議事事項
議案第 1 号 まつかわの資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会
指示について
議案第 2 号 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の
当初配分について (答申)
議案第 4 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間につ
いて (答申)
- 7 報告事項
(1) 第 2 2 期 第 1 9 回 北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
(2) 定置漁業権に係る資源管理の状況報告について
(3) 海面共同漁業権に係る資源管理の状況の報告について
(4) 秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果について
- 8 その他

9 会議のてん末

事務局長 　　ただ今から、第22期第19回日高海区漁業調整委員会を開催します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会　　長 　　今期、第19回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき、誠に有り難うございます。

日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には、公務ご多忙にも関わらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方も既にご承知と思いますが、4月の人事異動で松枝係長が転出し、新しく下田係長が着任されております。

下田係長におかれましては、当委員会へのご指導について、宜しく申し上げます。

さて、本格操業を迎えております春定置ですが、5月末の漁獲状況につきましては、漁獲量が3,250トン、漁獲金額が約4億5千万円となり、昨年同期と比較いたしますと、漁獲量が144パーセント、金額が109パーセントとなり、ともに昨年を上回っております。

また、時鮭につきましては、平年並みには及ばないものの、前年より当初好調に水揚げされておりますし、特に青マスについては、順調な水揚げが続いております。

7月一杯まで漁期がございまして、今後にも期待し安全な操業についてお願いしたいと思っております。

さて、本日の委員会は議案事項が4件、報告事項が3件となりますが、新たにTAC魚種に指定されたマダラに関する議事もございまして、皆様には慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長 　　大澤会長、有り難うございました。

ただいま、会長のご挨拶にありましてとおおり、4月1日付けで、日高振興局水産課職員に異動がありましたので紹介したいと思います。

岸課長のお隣、下田漁業管理係長でございます。

下田係長 　　下田でございます。よろしくお願ひいたします。

前任は、昨年、両陛下をお迎えして厚岸で行われました全国豊かな海作り大会推進室の方にいました。日高は初めてになりまして、近いところで5年前に胆振で管理係長をしておりまし

たので、その時に日高とは何回かは関わりがありまして、何名かは存じ上げております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局長

下田係長、有り難うございました。

なお、同じく4月1日付けで、生田振興局長の後任に高見芳彦局長が、宮崎産業振興部長の後任に樋口雅志部長が着任されてございますが、通例により会議へのご案内はしておりませんので、お名前のみご報告のみいたします。

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中15名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。

本日の署名委員は梶川委員と浦川委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第1号、まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について、ご説明いたします。

資料1の1をご覧ください。

令和6年5月7日付け、えりも以西栽培漁業振興推進協議会からの要請書提出文になります。

内容といたしましては、平成18年度より実施しているマツカワ種苗の100万尾放流に伴い、漁業者、遊漁者への資源保護対策を積極的に取り進めたいとする理由により、委員会指示の継続発動を要請する内容となっております。

めくっていただき、3ページに要請書の添付がございますが、その裏面4ページ目に要請の理由書の一番下に具体的な要請の内容が記載されています。

内容は、例年と同様でございますが、全長35センチメートル未満のマツカワは採捕しない。採捕された場合は速やかに海中還元するの2点となっております。

続きまして、資料1の2をご覧ください。

委員会指示の発動に当たり、漁獲状況のほか妥当性などを整理した資料になります。

1の人工種苗放流につきましては、えりも以西海域では、平成3年度からマツカワの人工種苗の試験放流が始まり、平成18年度からは、資源回復計画に基づき100万尾が放流されて

おりますが、そのうち、日高海域では、平成18年度から毎年、概ね40万尾の種苗放流が行われています。

2の漁獲状況につきまして、下の表に、管内における平成17年度以降の放流数と漁獲実績をとりまとめております。

平成18年度から40万尾を放流しておりますが、その2、3年後あたりから漁獲量が飛躍的に増加していることがわかるかと思えます。

漁獲量及び金額につきまして、漁獲が増加してきた平成20年度以降を平均いたしますと、漁獲量が約66トン、金額が約7,100万円となりますが、令和5年度にあっては、漁獲量は約83トン、金額は約8,300万円となりますので、量、金額ともに平均値を上回る結果となっております。

続きまして、3ページ4ページ目には、えりも以西太平洋海域にける10ヶ年分の漁獲状況をまとめております。

3ページ目の右端には、えりも以西海域の漁獲量、金額に占める日高の割合を出していますが、漁獲量、漁獲金額ともに、海域全体の5割前後を日高が占めている状況にあることがご覧いただけるかと思えます。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

恐縮ですが、2ページ目に戻っていただきまして、4の消費拡大をご覧いただきまして、えりも以西栽培漁業振興推進協議会では、マツカワ魚価対策プロジェクトチームを設立し、消費拡大に向けた活動に継続的に取り組んでいるところでございます。

5の委員会指示の妥当性に参りまして、括弧1において、漁業調整規則による規制が行われていないこと。

括弧2において、漁場利用協定では遊漁者の組織率の低さや強制力の面から実効性を欠くこと。

その他括弧3、括弧4に記載のとおり委員会指示を発動する妥当性を整理してございます。

なお、お示しできる資料がございませんが、マツカワの種苗生産は伊達の栽培センターで行われておりまして、隣接する伊達火力発電所の取水施設から海水の供給を受け種苗生産を行っておりますけれども、ご承知のことと存じますが、本年3月をもちまして伊達火発の稼働が停止し、今後海水の供給を受けられない状況にあります。本年9月までは海水の供給を受けることができるので、少なくとも本年にあっては、従前と同規模の種苗生産を行っていただくこととさせていただきます。

また、今後の生産体制につきましては、現在、道と関係機関で検討を進めていることですので、その旨補足させていただきます。

続きまして、今回の委員会指示の内容について、資料1の3

をご覧ください。

委員会指示の新旧対照表で、変更箇所をアンダーラインによりお示してございますが、発動日、指示期間等を除き、昨年の委員会指示と同じ内容となっております。

指示期間は、令和6年8月8日から令和7年8月7日までの1年間、指示事項は、全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければならない、とするものです。

資料1の4は、ただ今説明いたしました委員会指示の文案となっております。

説明は以上となりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

伊達火力発電所の稼働停止に伴い、今後の増殖事業が心配されるようですが、本年については、前年規模の種苗放流が行われるとのこととです。

また、今後についても道と関係機関で検討しているとのこととで、本年も委員会指示を発動していくとの説明でございました。

このことについて、ご意見、ご質問はありますか。

各委員

「ありません」の声

議長

それでは、議案第1号について、原案どおり委員会指示を発動することで決定してよろしいですか。

委員一同

「異議なし」の声

議長

異議が無いようですので、そのように決定することといたします。

それでは、次に参ります。

議案第2号及び議案第3号については、関連しますので一括して上程します。

事務局から説明願います。

事務局長

議案第2号及び第3号につきまして、関連しますので一括してご説明いたします。

始めに、議案第2号、北海道資源管理方針の一部改正について説明いたします。

資料2の1をご覧ください。

令和6年5月17日付け漁管第358号、北海道知事からの諮問文となります。

文中に記載のとおり、漁業法第14条第9項の規定により、

北海道資源管理方針を別紙1のとおり改正するため、同条第10項において準用する同条第4項の規定により、当委員会に諮問があったものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1に方針の新旧対照表が示されておりますが、後ほどご説明いたしますので、まず、改正内容につきまして、別の資料でご説明いたします。

資料2の2、北海道資源管理方針の一部改正に係る内容についてをご覧願います。

今回の改正内容は、大きく分けて括弧書きの3点となります。

まず一点目、(1)、マサバ、ゴマサバの数量明示化に係る改正として、ア、知事管理漁獲可能量の設定について、マサバ及びゴマサバ太平洋系群については、これまで平成29年から令和元年までの漁獲実績に基づき配分が行われていたところですが、2段落目に参りまして、国の資源管理基本方針により、全体の漁獲量のうち、概ね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については配分数量を明示すると規定されているため、北海道ではこれまで、現行水準として数量の明示はありませんでした。

3段目に下がりまして、令和6年にあっては、新たな基準年となる令和2から4年の直近3か年のデータを用い基本シェアが見直された結果、北海道が漁獲量上位の都道府県となったことから、本規定の適用となったことに伴い、数量が明示される資源において規定しなければならないとされている漁獲量の管理の手法や漁獲量等の報告期限を今般規定するため、改正するものとなっております。

また、イに参りまして、配分の基準について、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を、北海道マサバ及びゴマサバ太平洋系群漁業区分から加除する旨の規定を併せて追加するものです。

続きまして、2点目、(2)になりますが、これまで北海道のマダラにつきましては、資源管理の目標を定めるための資源評価が行われていなかった資源のため、資源管理方針の別紙3にて整理されてきたところですが、今回新たにステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定されたことに伴い、資源評価に基づく資源管理目標を定めることとなりますので、別紙3から削除の上、新たに別紙1にて整理するものとなります。

続きまして、3点目ですが、方針本則において、年次更新に伴う生産量等の更新による改正となっております。

それでは、具体的な改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2の1に戻っていただきまして、3ページ目の別紙1、新旧対照表をご覧願います。

右が改正前、左が改正後の案となっております、朱書きで下線を引いている部分が改正箇所となりますが、左側の改正後の欄をご覧願います。

第1資源管理に関する基本的な事項としまして、年次、生産高、就業者数の更新、第8では、別紙1にマダラを追加すること、次の4ページに参りまして、別紙1の11、マサバ及びゴマサバ太平洋系群につきまして、今回、新たに数量明示されることから、第2の(2)で、漁獲量の管理の手法等として、総量管理とすることや報告期限に関する事項を新たに規定するほか、第3の2において、追加配分等があった場合には、その全量を北海道マサバ及びゴマサバ太平洋から加除する旨の改正のほか、第4と第5につきましては、漁獲量の総量管理に移行することに伴った改正となっています。

次の5ページ目に参りまして、別紙1の14では、今回、ステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定されることとなったマダラ北海道太平洋につきまして、第1において、ステップアップ管理の対象資源である旨を明記し、第2の管理の手法等では、知事管理区分を北海道みだら北海道太平洋漁業の1区分とし、(1)の構成する事項として、①の水域につきましては、次の②の対象漁業をマダラ北海道太平洋の採捕を行う水域とし、②の対象漁業は、北海道に住所又は主たる事務所等を有する者が行うマダラ北海道太平洋を漁獲する漁業としています。

具体的には、資料に記載はありませんが、道南の福島町から太平洋側の根室市までがマダラ北海道太平洋となります。

③の漁獲可能期間、いわゆる管理期間は、7月から翌年6月、(2)の漁獲量の管理の手法は、漁獲量等の総量の管理とし、報告期限にあっては、他の資源と同様に翌月の10日までとしております。

また、(5)のその他重要事項としまして、資源管理基本方針本則に定めるステップアップ管理を行う旨記載しています。

別紙1の15のマダラ北海道日本海に関する事項につきましては、内容が太平洋と同じですので省略いたしますが、松前町から稚内市までが、マダラ北海道日本海とのこととございます。

また、6ページの最終段、マダラ太平洋に関する別紙3の23並びに7ページ下段にありますマダラ日本海に関する別紙3の24につきましては、別紙1により整理されることとなりますので、それぞれ削除しております。

なお、資料2の3としまして、改正内容を含めた北海道資源管理方針の全文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

議案第2号の資源管理方針の改正に係る説明は以上となります。

引き続き、議案第3号特定水産資源に関する令和6年管理年度漁獲可能量の当初配分案等の説明にまいります。

資料3の1をご覧ください。

令和6年5月17日付け漁管第359号、北海道知事からの諮問文になります。

諮問内容につきましては、本文の前段、マサバ及びゴマサバ太平洋系群、ズワイガニの各系群、マダラ北海道太平洋及びマダラ北海道日本海に関する、令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くものです。

また、後段に参りまして、サンマに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について変更するとともに、マサバ及びゴマサバ太平洋系群、マダラ太平洋及び日本海に係る、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に係る取り扱いについて、法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くものとなっております。

資料を順次めくっていただきますと、紙1と別紙2には、知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量案について、別紙3では、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に關し、それぞれ記載されております。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参りますが、説明にあたりましては、漁獲可能量をTACと、管理年度を単に年度と略称させていただきます。

それでは、資料3の2令和6年のTACについてをご覧願います。

これは、5月10日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、サバ類、ズワイガニ並びにマダラに係る令和6年度TACの当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示したものです。

まず、上段の表、マサバ、ゴマサバ太平洋系群につきましては、最大持続生産量、いわゆるMSYを達成する親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、マサバとゴマサバのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

マサバ、ゴマサバ太平洋系群のMSYを達成する親魚量、資料ではSBMSYと表示されておりますが、この値が170万3,000トンであり、対して、2022年の親魚量は100万5,000トンで、MSY水準を大きく下回る資源状態となっており、今回設定されたTACにつきましては、括弧内に前年当初のTACが記載されておりますが、前年の51万トンから15万7,000トン減少した35万3,000トンとなっております。

この35万3,000トンの配分につきましては、主に大中型まき網漁業の大臣許可漁業に、IQ管理区分への留保からの上乗せ分を含む16万6,400トン、北海道につきましては、前年度は括弧書きのとおり現行水準とされてきたところですが、令和6年度から数量が明示され2万6,800トンと定められています。

数量明示となった理由といたしましては、繰り返しの説明となりますが、国の資源管理基本方針において、全体の漁獲量の

うち、おおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分量を明示する旨規定されており、直近3か年のデータを用いた基本シェアの見直しが行われた結果、北海道に数量が明示されることとなったところでございます。

次の段の対馬暖流系群及び東シナ海系群につきましては、北海道への配分がないことから割愛いたします。

次に、下段の表、ズワイガニに参りまして、北海道に係するのは、北海道西部系群とオホーツク海南部となります。

ズワイガニにつきましても、設定、配分方法は、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従いまして、北海道西部系群は、平成9年以降の最大漁獲量を考慮した43トンがTAC設定され、その43トン全量が北海道に配分されています。

オホーツク海南部につきましては、近年の最大漁獲量を考慮した1,000トンがTACとして設定され、北海道には、過去3ヶ年の漁獲実績の比率により125トンが設定されています。

なお、北海道への配分につきましては、いずれの海域も前年度と同数となっております。

続きまして、資料の裏面にまいりマダラでございませう。

今般、特定水産資源として追加されるものでありますが、系群としましては、4つに分かれますが、北海道に係するのは、3段目マダラ北海道太平洋と、4段目まだら北海道日本海となります。

マダラに関しましては、本年7月からステップアップ管理が開始される予定となっておりますが、ステップアップ管理とは、段階的に、順次課題解決を図りながら、本格的な漁獲可能量による管理に移行するもので、今回のステップ1では、漁獲量等の方向の義務化や漁獲情報収集体制の確立など、ステップ2では、都道府県等への配分を行い行政による数量管理や運用方法の試行を行うもので、このステップ1と2の期間中に、評価や目標設定や管理上の課題等に対しての十分な議論を経て、ステップ3に移行し、本格的なTAC管理をスタートさせようとするものです。

このステップアップ管理の考え方につきましては、参考資料5の最終ページに資料を添付されておりますので、後ほどご確認願います。

マダラのTACの説明に戻りますが、当該資源の設定及び配分方法は、漁獲シナリオで算定された生物学的許容漁獲量、いわゆるABCを漁獲可能量とし、さらにステップ1の段階でありますので、都道府県への配分は行われなことから、マダラ北海道太平洋は2万3,900トンの内数、マダラ北海道日本海は1万3,700トンの内数として設定されています。

続きまして、資料3の3、令和6年TACについて括弧変更分をご覧願います。

こちらの資料も先ほどと同じく、5月10日に開催された水政審を経て、国から示されましたサンマの令和6年度TACの変更に伴い、北海道に定められた数量の概要を示した資料となります。

サンマは、国際交渉により、我が国の漁獲可能量が定められており、本年4月のNPFC年次会合において、サンマの保存管理措置が変更され、10パーセントの削減措置が合意されたことに伴いまして、国全体のTACは、括弧内に記載されております当初11万8,131トンから約7,200トン減少した11万911トンとなっております。

配分につきましては、全サンマ、道東小サンマ、オホーツクサンマ、岩手小サンマの四者による確認書に基づき配分が行われており、北海道に対しては当初4,800トンのところ、4,500トンに変更されております。

次に、北海道における知事管理区分への配分についてご説明します。

資料3の4をご覧ください。

マサバ及びゴマサバ太平洋系群の配分の考え方といたしましては、令和6年度から数量明示されることとなりましたが、海域を区分しない北海道マサバ及びゴマサバ太平洋系群漁業による総量管理とし、北海道のTAC全量の2万6,800トンを当該区分に配分します。

資料3の5をご覧ください。

ズワイガニに関する配分の考え方ですが、①、国から北海道に数量を定められた系群は、ズワイガニ北海道西部系群とズワイガニオホーツク海南部の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

②、ズワイガニ北海道西部系群については、北海道の資源管理方針において、北海道ズワイガニ北海道西部系群漁業と北海道ズワイガニ北海道西部系群を漁獲するその他漁業の2つの管理区分に分け管理することとしており、配分に係る道の通知に従い、配分比率を9対1としていることから、西部系群漁業に39トンを配分し、その他漁業を現行水準としています。

③、オホーツク海南部については、知事管理区分が一つのため、北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業に125トンの全量を配分することとしています。

資料3の6をご覧ください。

マダラの配分の考え方ですが、①、マダラ北海道太平洋とマダラ北海道日本海の2つについて、北海道に数量を定められており、それぞれ別に管理することとしています。

②で、マダラ北海道太平洋は北海道マダラ北海道太平洋漁業に、③で、マダラ北海道日本海は北海道ただら北海道日本海漁業に、それぞれ全量を配分することとしております。

なお、近年の採捕数量が下の表に記載されておりますが、太平洋、日本海ともに、今回国から示されたTAC数量を上回る

る漁獲状況となっておりますが、マダラに関しては、予期せぬ加入量の増加や他海域からの資源の移入等が発生した場合には、TACを追加する規定が、国の基本方針に定められております。

次にサンマの変更に伴う配分につきまして、資料3の7をご覧ください。

①、国から配分された数量を、知事許可のサンマ棒受け網や流し網を対象とする北海道サンマ漁業と、それ以外のその他漁業の区分で管理し、②、サンマ漁業については、数量を配分して管理することとし、③、その他漁業については、現行水準とします。

また、④、国から配分された4,500トンのうち、全サンマの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として1,500トンが配分されており、これは全てサンマ漁業に配分し、⑤で、4,500トンから全サンマ枠の1,500トンを除いた3,000トンに、直近3カ年の平均採捕数量の比率を掛けて算出した2,900トンを北海道サンマ漁業に配分します。

最終的に、④の1,500トンと⑤の2,900トンを足した4,400トンが北海道サンマ漁業への配分となります。

最後、恐れ入りますが、資料3の1の5ページ目、諮問文の別紙3に戻って頂きまして、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてをご覧ください。

1の背景ですが、マサバ、ゴマサバ太平洋系群につきましては、国の資源管理基本方針では、予め定めた計算方法による国の留保からの配分ルール、いわゆる75%ルールが規定されております。

これまで本道は、現行水準となっておりますが、令和6管理年度から数量明示となったことから、先ほどご説明したように、道の方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。

また、マダラにつきましては、繰り返しになりますが、予期せぬ加入量の変動及び他海域との資源の移出入等が考えられるため、国の基本方針において、予期せぬ加入量の増加や他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合には、当該年度のTACに一定の数量を追加する旨が規定されたところです。

TACの変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区の意見を聴くこととされておりますが、これまでマイワシ太平洋系群などのTAC配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を予め定めた上で事前に関係海区の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2番、今後の取扱いにつきまして、マサバ、ゴマサバ太平洋

系群に係る75パーセントルール及び融通に伴う変更にあつては、道の方針別紙において、全量を北海道マサバ及びゴマサバ太平洋系群漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため、関係海区には事後報告で対応させていただきたいということでございます。

また、マダラに係るTACの追加配分による変更にあつても、道方針別紙において、全量をマダラ北海道太平洋漁業、マダラ北海道日本海漁業に配分する旨を規定する改正を行う予定としており、知事の裁量の余地のない機械的な変更でありますので、こちらも迅速配分のため、関係海区には事後報告で対応させていただきたいということでございます。

説明は以上となりますが、資料3の8として令和5年と令和6年の配分量の比較について、その他参考資料1から5では、水政審で説明された資源評価結果やNPF C年次会合の結果、配分案や国の基本方針の改正告示案に係る資料を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

大変長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今、事務局から北海道資源管理方針の一部改正のほか、令和6年度のTAC配分について説明がありました。

特にマダラに関しては、ステップアップ管理の対象魚種として新たに特定水産資源に指定し、課題解決を図りながら、本格的なTAC管理に移行することですが、マダラに限らず、ただ今の説明にご意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員

よろしいでしょうか。

北海道は、説明があつたとおり、日本海と太平洋に区分される訳であるが、漁協地区が色々ある訳ですが、漁協単位あるいは振興局単位なのか解らないけれど、その中で地区ごとの配分量は決める形となるのか。例えばマグロの様に。

議長

振興局からお願いします。

振興局

ステップ1の段階なので、そこまで配分方法についての話は出ていません。

佐藤委員

今後最終的にはどうなるのか。

振興局

最終的にTACとなると、恐らく系群どおりで割り振るかたちになってくると思います。

佐藤委員

北海道のサバは一括りだよな。

全道のマグロみたいに、各振興局から集まって、漁業者も入った中で、各地区の配分を決めるってことだよな。

振興局 マサバは太平洋で北海道1本になります。

佐藤委員 そしたらそれが決まるのにどれくらいかかるの。

振興局 一応、ステップ2まで行くのに1で1年。課題解決にどこまでかかるかによると思います。

佐藤委員 たぶん決め方は、地区地区の過去の漁獲データで、どの位の量があったのか、そういった括りでやるんだろうけども、個人的にはその辺がどうなっていくのか考えているんだけど。

事務局 参考資料5の最後のページにステップアップ管理の考え方、スケジュールが示されておりますが、記載のとおり、段階的に解決しながら最終的なTACを目指し、各段取りを踏んでいくことになり、ステップ2では、都道府県に配分の試行となっております。今回も23,900トンの内数といった示され方ですが、2で都道府県への配分が試行がされる時には、どうやって地区ごとで配分していくかなど、課題として、地区別に配分していかなければならない状況にあって、そういったところも解決しなければならぬ状況にあるのであれば、その辺りも合わせて解決して行かなければならないと思います。

佐藤委員 ステップはどこまであるの。

振興局 3です。

佐藤委員 では、こういったことを決めるのに、学識者や行政ばかりでなく、携わってる漁業者も入れるべきと私は言っているが、現段階入っているのでしょうか。

振興局 ステークホルダー会合の形で漁業者が入ると聞いています。

佐藤委員 漁業者と言っても色々あって、例えば組合長だとか専業者だとか、その辺はどうなっているのでしょうか。

振興局 部会のおときには、参考人として漁協専務などでした。

中村(敬)委員 基本的に参考人のかたちで入っています。

今、佐藤委員が言われることは、実際にステップアップといわれたときに、どういう数字を割り当てるのかの部分は揉めると思います。

今のステップ1、2は、ある程度見極めていきましょうの世

界であって、獲りすぎたから駄目だとか、この地区だけ量があるから何とか獲らせるよだとかというスタンスでやるんだろうけど、基本的には、ブリの時もそうだったが、なんだかんだ当てはめてやらせるってことを強行している。

そして、漁業者が資源管理をやらなとは言わないけど、まだ早いのではないかという意見が色々な地区や全国から出されたけれど、その辺は何もまとまっていない中、水産庁として押し通しているのが実態だと思う。

今回、タラも全く同じ様な流れで押し通している感じであるから、我々としては、ステップ1で、どういう状況が発生してくるのか確認した上で、やはりステップ2には進めないぞという風になるのか、その辺を見極めていかなければならないと思っはいます。

まずは、やらせてくれというのが、水産庁の考え方ですから、今こうなっていると思うので、ステップ1の段階で、どういう状況になっていくのか、そこを見極めていかなければならないと思っはいます。

議長 これはステップ2ありきの話なんですか。

振興局 流れとして、ステップ3まで行くためにどう議論していくかだと思っはいます。

中村(敬)委員 ただ、3には行くけれども、水産庁は、まずは意見は聴きますよと言っはっている。

佐藤委員 ステップ3までの期間が短すぎると思っはいます。

振興局 年数はステップ2が一番長くないと、多分そこが議論を重ねないとならないところと思っはいます。

佐藤委員 今、漁師、浜ではTACを否定する人は誰もいないんです。問題は、そういった規制が掛かってもいいんですが、漁業経営と生活ができるように配分方法を考えてほしいということなんです。

例えば、マグロが減った減ったというけれど、誰が見ても逆に増えているんだから、それを誰が決めたんだか解らないけど、尾っぽが付いたものがそう簡単に解る訳ないんだと思っはいます。

要するに、TACは否定しないが、経営や生活ができるような配分方法を、それは学識者のほか漁業者を入れて、各地区の現状を把握して決めなくては、北海道として1つの括りでボンとやってこれで分けれと言っはやり方をされても乱暴だと思っはいます。

その事はブリのときも言っはっているんだけれども。

振興局

マダラのおきも小松専務が参考人として参加し、中村委員も仰られたように乱暴だといったところもあって、漁獲数量でTACを決めるような流れができていて、そうでなく値段が安いので獲らないようにしている漁業者も居て、漁獲量だけでTACの数量になっていくと、それは違うんでないのとかと意見していて、そんな中で、水産庁がステップ方式というものを取り入れ、理解を求めながら進めているといったことしか答えられないんですが、あとは、ステップ1で報告の義務化をしつつ、ステップ2で議論を深めないと、単純にはステップ3には行かないようなかたちでステークホルダー会合に入っていくかとおかしなことになっていくと思います。

中村(敬)委員

一番心配なのは、道の水産林務部も個々の割り振りをやめて全道一括りにしているところ。

これは何かあったおきのために一括りにしている。

ところがそれがステップ2に行くおきに大きな問題になってしまう。そこは、我々、現実的に注視していかなければならないところ。

何の実績をもって割り振りするおきか、これが大きな問題となると思う。

そこが全道の括りのままでステップ2に行くおきか、その辺がまだハッキリしていないから我々も何も意見は言えないけど。

振興局

我々もどうやって決めていくおきか、そこまで細かいところまで聞いていないところ。

中村(敬)委員

だから我々も不安でいる。

全道枠で一括りにしてしまっておき、弱い地区はどうなっていくおきかだとか、こっちは一杯よこせっておきもあるだろうし、色々な問題があるような気がする。

小松委員

私もタラの委員として出させてもらったけど、佐藤委員の言うとおき、基本的に決まっているんです。何年か後にTACを開始することが。

そこへの批判が多かったものだから、ステップ1だとかステップ2だとかといった言葉を作っておき、まあ、太平洋でいけば2万3,900トンぐらのおきを作りたいとおき。

そして多くなったおきにどうなのかと言ったら、加入量で増やしなごき、1、2年の間に決めて、あなた方が地元で決めればいいんでしょごき。個別配分なのかオリンピック方式なのかを。

水産庁は、大枠だけ決めてTAC管理して貰いますよごき。しかしながら批判があるから、ステップ1、2を作っておき、1年2年掛けていきますよごきだけの話なんです。

だから、3年目にはTACの枠は決まっているよごき。

で、私もオリンピック方式か個別方式か質問したんだけど、

その辺はステークホルダー会議で決めてくださいという話だったんで、ステークホルダーってどんな意味なんですかと聞いたところ、漁業者ほとんど入らないです。

入れると言っていたんですが。

佐藤委員 入れたくないのだと思う。だけど当事者を入れないで何を決めるっていうのか。

小松委員 勿論そうです。

ここで行けばマダラの管理期間というのが7月から6月何ですが、最近春定置でマダラが獲れますが、2万3千トン獲ったら、ステップ1、2の2年間は追加配分くれますので良いですが、TACが決まったらそんなことある訳がない。

そうなったら、春定置の場合、満度に達したら放流してくださいといった話になる。

佐藤委員 そうなれば、定置は混獲の部分で、別の組織としてある程度独自の制限をするしかない。やはりそこはタラを専門でやっている漁業者が基本的に多く獲るべきですから。

まあ、ここで言ってもあれですが。

けども、国は漁業者の生活を考えているのかといたら、私は考えていないと思います。

ただ数字で全部あてがって。

そうでなくても日本近海の水産資源が無い中で、一次産業の水産部門は誰も居なくなってしまうらどうするのか、そこまで考えて行かないと国は駄目だと思います。

だから、我々も今までの様に国や道庁が言ったとおりハイハイいくと思ったら大きな間違いだと思います。

漁師も国会にでも行って一揆じゃないけどやる時代が来るかもしれません。

そんな意見があるということでお願いします。

議長 それでは、他に無ければ、第2号と第3号について、適当と認め、議論の顛末を付けて道庁に返すことでよろしいですか。

委員一同 「異議なし」の声

議長 異議が無いようですので、適当であることを知事へ答申することとします。

それでは、議案第3号にまいります。

振興局から説明願います。

下田係長 漁業管理係長、下田です。

私から、議案第4号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

知事許可漁業は、漁業法により、漁業種類や操業区域等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。

この制限措置、申請期間などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。

今回ご審議頂く漁業は、道外者を対象とする北海道沖合海域のいるか突棒漁業と道南太平洋海域のすけどうだら固定式刺し網漁業となります。

いるか突棒漁業についてですが、資料4の1の1ページをご覧ください。

知事から当委員会への諮問文を添付しております。

5月1日付けで北海道知事からの諮問文でございます。

2ページをご覧ください。

今回ご審議頂く漁業は、道外者、岩手県に住所を有する者20トン未満漁船3隻に対する、北海道沖合海域のいるか突棒漁業となっており、(2)、操業区域に日高沖合海域が含まれていることから意見を伺うものであります。

3ページをご覧ください。

前回令和5年6月30日公示と今回の内容の相違点については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が2隻増加し3隻となった以外は、前回と全く変更がない内容となっております。

次に道南太平洋海域のすけどうだら固定式刺し網漁業について説明いたします。

資料4の2をご覧ください。

1ページは知事からの諮問文になります。

2ページをご覧ください。

ご審議頂く漁業は、胆振総合振興局、渡島総合振興局に住所を有する者に対する道南太平洋海域のすけどうだら固定式刺し網漁業となっており、制限措置等の取扱いが、道南太平洋海域として、一緒になっていることから意見を伺うものとなっております。

(4)、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が、前回の令和3年と比べ、胆振が4隻減少して173隻、渡島が25隻減少して380隻となった以外は、前回と全く変更がない内容となっております。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう設定しております。

なお、8ページ以降は先ほどご説明した制限措置等の取扱いになりますので、後ほどご覧ください。

議案第4号に係る説明は以上でございます。

議 長

ただ今、振興局から説明がありました。

このことに対し、ご意見ご質問はございませんか。

各 委 員 「ありません」の声

議 長 無ければ、第4号議案は適当と認めてよろしいですか。

各 委 員 「異議無し」の声

議 長 異議が無いようですので、適当であることを知事へ答申することとします。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項1の連合海区の開催結果について事務局から報告願います。

事務局長 報告事項1について、報告いたします。

まず、右肩に報告事項1と記載された資料の1ページ目の次第をご覧ください。

第22期第13回の連合海区委員会が、3月25日に札幌市で開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容につきましては、次第に記載のとおり、議案として、令和6年度さけ・ます人工ふ化放流計画への答申が1件、報告事項として、令和5年度秋サケ沿岸漁獲、河川親魚の捕獲採卵結果が1件となっております。

内容につきましては、管内のサケに関係する部分のみ、簡単にご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

上から4段目に、日高管内のえりも以東地区を含むえりも以東海区西部地区の計画数が、5段目に管内えりも以西地区から成るえりも以東海区日高地区の捕獲、採卵、放流計画数が、それぞれ記載されております。

えりも以東西部地区では、捕獲尾数でマイナス300尾、採卵数でマイナス30万粒ほど減少しておりますが、これは、水産研究教育機構水産資源研究所におけるサケの生産率の見直しに伴い、水資研への供給卵を30万粒減じるもので、右から2列目の放流数でご覧いただけますとおり、放流数の1億2,350万尾に減少はございません。

また、えりも以東日高地区では、捕獲数、採卵数、放流数に減少はございません。

11ページ以降には、サケの河川ごとの詳細について、また、18ページ以降には、カラフトマスとサクラマスの計画がそれぞれございますので、後ほどご確認願います。

令和5年度の秋サケ沿岸漁獲、河川捕獲採卵結果につきまして、25ページ、26ページにそれぞれ記載がございますが、昨年12月に開催しました当海区委員会におきまして、11月20日現在の状況をご報告いたしておりますが、そこから大きく増減がないため、ご説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認願います。

第1号議案のふ化放流計画の審議結果につきましては、道南地区の委員からは、移植卵では帰ってこないなどの意見が出されておりますが、最終的に、適当である旨答申することで決定し、3月28日付けでふ化放流計画が策定されてございます。

報告事項1の説明は以上です。

議長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等はございますか。

各委員 「ありません」の声

議長 それでは次にまいります。
報告事項2、報告事項3について、一括して振興局から説明願います。

松田技師 それでは、報告事項(2)、定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告及び報告事項(3)、海面共同漁業権に係る資源管理の状況等の報告につきまして、一括にて説明いたします。

始めに、定置漁業権に係る状況報告になりますが、右肩に報告事項2と記載されている資料をご覧ください。

1ページは道からの報告文、2ページはその報告内容、3ページに関係法令を抜粋した資料を添付してございますが、3ページの関係法令について簡単にご説明させていただきます。

まず、上段、漁業法第90条第1項におきまして、漁業権者は、省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならないとされており、第2項では、その報告を受けた知事は海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする規定されております。

次に、下段の漁業法施行規則をご覧ください。

これが先ほど申し上げた省令になりますが、第28条第2項各号において、漁業権者が知事に行う報告事項が、六項目定められており、第3項では、知事は、年に1回以上、海区委員会へ報告することとなっております。

これら法令等に基づき、今般、当海区漁業調整委員会へ報告があったものでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、今回の報告内容でございますが、報告の対象となる漁業権は、令和5年の春定置漁業に係る部分で、様さけ定第4号ほか10件、計11件でございますが、いずれも適切に資源管理に取り組みされており、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨、知事の意見となっております。

続きまして、報告事項3の海面共同漁業権に係る資源管理の状況等報告について説明いたします。

本報告は、例年、各漁協から報告いただいている資源管理の状況等の報告等を確認し、各漁業権の資源管理等に関する取組

の実施状況、漁場の活用及び漁業権の行使状況について、意見を付して報告するものです。

報告文は、報告事項3の1ページ、報告の内容は、2ページ以降の別紙となります。

2ページをご覧ください。

報告の対象となる期間は、令和4年1月1日から12月31日です。

共同漁業権に付されている意見について、説明しますと、日高海区において共同漁業権は報告の対象件数41件のうち、いずれも適切に資源管理等に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。

この認められる、認められないの判断は、漁業法第91条第1項第1号の漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき、同条同項第2号の合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないときに該当しない場合に認められるとしております。

第91条第1項各号に該当する場合は、第91条第1項に基づき都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきとの指導をすることになっております。

各漁業権の行使状況を見ますと、行使されていない魚種及び漁業のある漁業権が散見されましたが、対象魚種の資源状況が悪く資源保護のため休業しているなどの合理的な理由が確認されたため、そのような漁業権は適切かつ有効に漁場が活用されていると認められるとしております。

以上で、説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告内容について、ご意見ご質問等はございますか。

各委員 「ありません」の声

議長 長 それでは、最後、報告事項4について、振興局から説明願います。

下田係長 報告事項4、秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について内容をご説明いたします。

報告事項は、令和5年度捕獲廃止河川における秋さけ資源等有効利用調査の結果について及び令和5年度秋さけ資源の小型定置網による利用検討調査の結果についての2点となっております。

それでは、報告事項4をご覧ください。

まず、令和5年度捕獲廃止河川における秋さけ資源等有効利用調査の結果についてからご報告いたします。

当該調査は、捕獲廃止河川となった元浦川、様似川及びニカンベツ川の3河川において、秋さけ資源の有効利用や親魚の遡

上による密漁の誘発、へい死に伴う環境問題の解消を目的に、平成8年度から継続実施している調査であります。

令和元年7月30日に開催されました第21期第17回日高海区漁業調整委員会において、令和元年度から令和5年度の5年間の調査実施について、承認をいただいているところです。

令和5年度の調査結果につきましては、さけの数量、金額ともに、過去5ヶ年平均を下回る結果となっております。

なお、来遊した秋さけの資源組成を把握するため、例年耳石調査を実施していましたが、昨年は来遊減少等の理由により実施できませんでした。

続きまして、令和5年度秋さけ資源の小型定置網による利用検討調査の結果について、ご報告いたします。

当該調査は、秋さけ資源が捕獲計画を大きく超過して回帰する静内川において、小定置により秋さけ資源の来遊状況調査を実施し、資源の新たな利用方法を検討することを目的に、平成21年度から継続して実施している調査であります。

先ほどご説明いたしました捕獲廃止河川に係る有効利用調査と同様に、令和元年度から令和5年度までの5年間の調査実施について承認をいただいているところです。

令和5年度の当該調査の結果につきましては、数量、金額ともに前年度及び過去5ヶ年平均を下回る結果となりました。

また、来遊状況調査については、計30尾の耳石を調査し、静内川放流の標識魚18尾を確認しました。

詳細な数量、金額につきましては、報告事項4-1、4-2に記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、両調査供に令和元年から令和5年度までの5カ年の調査計画であることから、令和6年度以降も引き続き継続して調査を希望するか、今後各漁協に照会予定となっております。

報告は以上です。

議 長 　　ただ今の報告内容について、ご意見ご質問等はございますか。

各 委 員 　　「ありません」の声

議 長 　　それでは、本日本日予定の議題は以上となります。
皆さんから何かございませんか。

各 委 員 　　「ありません」の声

議 長 　　事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 　　事務局から2点ほど連絡事項がございます。

一点目、次回の委員会の予定につきまして、先ほど、振興局から説明がありました秋サケ資源の有効利用調査等について、関係漁協から第15次定置期間中においても引き続き実施した

い旨の要望があげられた場合、振興局から当海区に協議があるかと思しますので、7月末か8月の頭に委員会を開催する見通しとなります。

近くなりましたら、あらためまして日程調整をさせていただきますので、宜しくお願い致します。

2点目につきまして、この数年、コロナの関係で対面開催が見送られておりました全国海区委員会連合会東日本ブロック会議が、当番海区の愛知県において、10月又は11月に開催される予定です。

昨年も、対面により静岡県で開催されましたが、漁業権の切り替えほかと重なり、予算の制約上、みなさまにご案内できませんでしたが、本年は、2名程度参加できる見通しにあります。

例年、今時期に案内が届きますので、案内がありましたら、皆様にお声かけ致しますので、宜しくお願い致します。

事務局からは以上です。

議長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。
みなさまお疲れ様でした。

《 閉 会 》